

(4) 認定こども園（幼保連携型以外）の設備等基準

参考資料

1 設置者の基準（設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、(4)及び(5)の基準のみ満たせば可）

(1) 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

次のいずれにも該当すること。

①原則として、認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、【不動産の貸与を受けるための要件】に適合する場合は、当該要件を満たすものとみなす。

②認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

③直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。

④債務超過の状態ないこと。

【不動産の貸与を受けるための要件】

次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあってはCからEまでに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合すること。

A 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わなうことができる。

a 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

b 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

B 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

C 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

D 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合には、Cの財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

a 1年間の賃借料に相当する額

b 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該認定こども園が安定的に運営可能と市長が認めた額（地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあっては、1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1を目途とする範囲内で市長が必要と認める額

E 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が收支予算書に適正に計上されていること。

(2) 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。

①当該施設の園長が、特定教育・保育施設又は地域型保育事業所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、当該施設の園長が、ただし書き以前に規定する者であるか又は当該施設において2年以上勤務した経験を有し、かつ、認定を受ける1年以上以前から認定を受ける前日において当該施設の園長として従事している者であること。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び当該施設の園長を含む運営委員会（認定こども園の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

③経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び園長を含むこと。

④ 経営担当役員が社会的信望を有すること。

⑤ 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

⑥ 暴力団員の支配を受けていないこと。

2 設備の基準

(1) 園舎及び園庭の位置

園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

ただし、次に掲げる要件のすべてを満たす場合はこの限りでない。

①教育及び保育の適切な提供が可能であること。

②園児が安全に移動できること。

【代替園庭の要件】

園庭は、次の要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。

A 敷地内の地上又は屋上に(3)に定める面積を有する園庭を設置することが困難であると市長が特に認めること。

B 園庭に代えようとする都市公園が(3)に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認定こども園からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

※幼稚園型認定こども園の場合、代替園庭は認められない。

(2) 園舎の面積	
次の面積を合算した面積以上	
①3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：m ² ）	
1学級	180
2学級以上	320+100×（学級数－2）
②満2歳の園児数×1.98 m ²	
③満2歳未満の園児数×3.3 m ²	
【移行特例】	
・既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園へ移行する場合	
①は満3歳以上の園児数×1.98 m ²	
※ただし、(4)～(3)を満たすこと。	
(3) 園庭の面積	
次の面積を合算した面積以上	
①次の面積のうちいざれか大きい面積	
A 3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：m ² ）	
2学級以下	330+30×（学級数－1）
3学級以上	400+80×（学級数－3）
B 満3歳以上の園児数×3.3 m ²	
②満2歳の園児数×3.3 m ²	
※②の基準の審査に当たっては、年度途中に1歳の園児が満2歳に到達することを考慮する。 ⇒1歳及び2歳の園児数×3.3 m ² として審査する。	
【移行特例】	
・既存施設が幼稚園型認定こども園に移行する場合：①はAを満たせば可	
・既存施設が保育所型認定こども園に移行する場合：①はBを満たせば可	
・既存施設が地方裁量型認定こども園に移行する場合：①はA又はBを満たせば可	
(4) 保育室等の面積	
次の各室について、それぞれ次の面積以上	
①乳児室	
ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3 m ²	
②ほふく室	
ほふくする満2歳未満の園児数×3.3 m ²	
③保育室又は遊戯室	
満2歳以上の園児数×1.98 m ² ※満3歳以上の園児に係る保育室が学級数以上あること。	
【移行特例】	
・既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に移行する場合	
③は満たさなくても可 ※ただし、(2)を満たすこと。	

(5) その他の必置設備	
次の設備を設けなければならない。	
①調理室	
※幼稚園型認定こども園で、認定こども園内で調理する方法（自園調理）により食事の提供を行う人数が20人未満のときは調理室の設置は不要。ただし、この場合においても、認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要あり。	
②便所	
③医務室（満2歳未満の園児を受入れる場合のみ）	
(6) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件	
①保育室等を設置する際に応じ、別表1の常用及び避難用設備が1以上設けられていること。	
②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当する建築物を除く。）であること。	
③乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。	
(7) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件	
①(6)①の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
②調理室（A又はBに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	
A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	
B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。	
④乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。	
⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	
※(6)及び(7)は幼稚園型認定こども園を構成する連携施設又は地方裁量型認定こども園を構成する保育機能施設に係る基準	

3 運営の基準

(1) 学級の編成

3歳以上の園児については、1学級35人以下の学級を編成しなければならない。

(2) 園長の配置

園長を置かなければならない。

【園長の資格要件】

次のいずれかの要件を満たす者であること。

- ①10年以上教育に関する職に従事した者又は5年以上特定の職（学校教育法施行規則第20条 第1号各号に掲げる職をいう。）に従事した者
- ②2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると市長が認める者

(3) 教育・保育従事職員の配置

園児数に応じて次の人数以上の教育・保育従事職員を置かなければならない。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①0歳の園児 3人につき 1人 | ②1歳及び2歳の園児 6人につき 1人 |
| ③3歳の園児 20人につき 1人 | ④4歳及び5歳の園児 30人につき 1人 |

※ただし、常時2人以上置かなければならない。

【満3歳未満の園児の保育に従事する職員の資格要件】

保育士であること。

【満3歳以上の園児の教育・保育に従事する者】

保育士であり、かつ、幼稚園の教員免許状を有する者であること。

【満3歳以上の園児の教育・保育に従事する者の資格に係る移行特例】

- 既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に移行する場合
その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該職員の2／3未満の職員は、保育士でない者（幼稚園の教員免許状を有する者）で可
- 既存施設が保育所型認定こども園に移行する場合
保育士で可

(4) 学級担任の配置

(1) の学級ごとに1人以上の学級担任を置かなければならない。

※学級担任は(3)の人数に含む。

【学級担任の資格要件】

幼稚園の教員免許状を有する者であること。

【学級担任の資格に係る移行特例】

- 既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に移行する場合
その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級数の2／3未満の学級担任は、保育士で可

(5) 食事の提供

認定こども園内で調理する方法（自園調理）により行わなければならない。

※管理栄養士又は栄養士を置くことにより、調理業務の委託（園内での調理業務の委託）が可

※幼稚園型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供は、下記の要件を満たす場合に認定こども園外で調理する方法（外部搬入）により行うことができる。

【幼稚園型認定こども園の外部搬入の要件】

- ①子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- ②当該認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③調理を委託する場合は、当該業務を受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、当該業務を受託する者が調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されていること。
- ④子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関する配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(6) 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。

また、教育及び保育を一体的に提供するため、教育及び保育に関する全体的な計画を編成しなければならない。

(7) 子育て支援

地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。